

1 事業の概要

- 地域の児童を対象に、当該児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合、病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童に対し当該保育所の医務室等において緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問し一時的に保育等を行う事業

(1) 事業の種類

《病児対応型》

- ・当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難である児童（病児）を、病院・保育所等の付設の専用スペース又は本事業のための専用施設で、一時的に預かるもの（病後児の対応も可）

※利用可能な疾患の例

感冒、扁桃腺炎、気管支炎、下痢、中耳炎、とびひ、外傷、麻疹予後、おたふくかぜ、水痘、風疹、感染期を過ぎた結膜炎、その他担当医師が利用可能と判断した病気

《病後児対応型》

- ・病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童（病後児）を、病院・保育所等の付設の専用スペース又は本事業のための専用施設で、一時的に預かるもの

《体調不良児対応型》

- ・普段通っている保育所において、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童（体調不良児）を、当該保育所内の医務室等で、一時的に預かるもの

《非施設型（訪問型）》

- ・病児又は病後児を、当該児童の自宅で一時的に保育するもの

2 事業実施要件

(1) 人員配置

《病児対応型》 《病後児対応型》

看護師等：利用児童概ね10名につき1名以上 保育士：利用児童概ね3名につき1名以上

《体調不良児対応型》

看護師等：1名以上

《非施設型（訪問型）》

研修を受けた看護師等：1名以上

(2) 実施場所

《病児対応型》 《病後児対応型》

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設であって、以下の基準を満たすもの

- ① 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること
- ② 調理室を有すること（ただし、本体施設と兼用可）
- ③ 事故防止及び衛生面に配慮されている児童の養育に適した場所であること

《体調不良児対応型》

保育所の医務室、余裕スペース等で衛生面に配慮され、対象児童の安静が確保されている場所

《非施設型（訪問型）》

該当児童の自宅

(3) 医療機関との連携体制

《病児対応型》《病後児対応型》《体調不良児対応型》《非施設型（訪問型）》

- ・緊急時に児童の受入れを依頼する協力医療機関をあらかじめ選定し、協力関係を構築

《病児対応型》《非施設型（訪問型）》

- ・医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、日常の医療面での指導・助言を行う指導医をあらかじめ選定
- ・病児対応型及び非施設型（訪問型）を実施する場合は、指導医又は協力医療機関と緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと

(4) 実施方法

《病児対応型》《病後児対応型》《非施設型（訪問型）》

- ・対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上、受入れ、訪問を決定

《病児対応型》

- ・医療機関でない施設が病児対応型及び非施設型（訪問型）を実施する場合は、保護者が児童の病状、処方内容等を記載した連絡票（診察した医師が入院不要である旨を署名したもの）により、病児の状態を確認した上で、受入れ、訪問を決定

3 費用負担

(1) 補助基準額（子ども・子育て支援交付金）

《病児対応型》《病後児対応型》

- ① 基本分 1か所当たり年額 病児対応型：2,417千円 病後児対応型：2,006千円
- ② 加算分 基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算

（1か所当たり年額）

年間延べ利用児童数		病児対応型	病後児対応型
10人以上	50人未満	504千円	401千円
50人以上	200人未満	2,518千円	2,207千円
200人以上	400人未満	4,280千円	3,109千円
400人以上	600人未満	6,294千円	5,015千円
600人以上	800人未満	7,804千円	6,820千円
800人以上	1,000人未満	9,818千円	8,726千円
1,000人以上	1,200人未満	11,832千円	10,632千円
1,200人以上	1,400人未満	13,846千円	12,538千円
1,400人以上	1,600人未満	15,860千円	14,443千円
1,600人以上	1,800人未満	17,874千円	16,349千円
1,800人以上	2,000人未満	19,888千円	18,255千円
2,000人以上		21,902千円	20,160千円

《体調不良児対応型》

- ① 基本分 1か所当たり年額 4,310千円

《非施設型（訪問型）》

- ① 基本分 1か所当たり年額 6,882千円

(2) 負担割合

国1/3、県1/3、市町村1/3